

## お知らせ 新型コロナウイルス感染症に関する情報についてお知らせします

### 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策は、せきエチケットや手洗い等、通常の感染症対策を行うことが重要です。また、流水での手洗い、アルコールを用いた手指消毒や、室内を適切な湿度(50~60パーセント)に保ち換気を行うことも効果的です。

バランスの良い食事や十分な休養を取り体調管理に努め、不要不急の外出はお控えください。

### マスクについて

マスクの着用などのせきエチケット(せきやくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)や手洗いの徹底などの感染症対策がとても重要です。

現在、マスクが大変不足しています。ガーゼマスクやタオルなど、口を塞げるものでも飛沫(くしゃみなどの飛び散り)を防ぐ効果があります。町ホームページで簡易マスクの作り方を紹介しますのでご活用ください。

### 帰国者・接触者相談センター

「帰国者・接触者相談センター」を設置し、新型コロナウイルス感染症の疑い例に該当する方からの電話相談を受け、医療機関への受診調整を行います。

次の症状がある方は、下記の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

1. 風邪の症状や37度5分以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)
  2. 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
- (注意)高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

相談窓口	電話番号	受付時間
帰国者・接触者相談センター	089-909-3483	24時間対応(土日・祝日含む)

### 一般相談窓口

愛媛県と松山市が合同で24時間相談対応に当たるコールセンターを設置しました。一般的なご質問やご相談は、こちらの一般相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	受付時間
一般相談窓口	089-909-3468	24時間対応(土日・祝日含む)

### 町からの情報

県内で初となる感染者が愛南町において確認されましたが、すべての関係者の陰性も確認され、その後の発生はありません。町民の皆さまにおかれましては、恐れず、油断することなく落ち着いて行動していただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報や、行事・会議の中止や各施設の開閉予定、国の事業者向け支援施策などを取りまとめて町ホームページでお知らせしています。情報は随時更新していますので、右記QRコードからアクセスしてご覧ください。※このページに記載してある情報は令和2年3月現在のものです。



愛南町  
ホーム  
ページ

|| 問：保健福祉課 電話：72-1212

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

**密**

を避けて  
外出しましょう!



①換気の悪い  
密閉空間



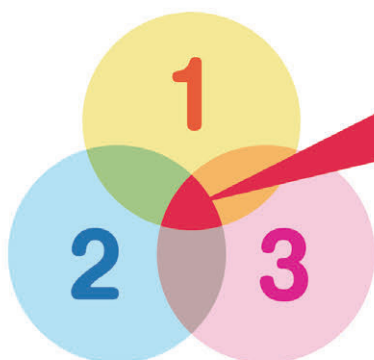
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



**お知らせ 国民健康保険被保険者証  
町外転出者で修学を終えた場合**

現在、修学のため町外に転出している方で、卒業等により修学を終えた場合、資格喪失の届け出が必要ですので、町民課または役場各支所にお越しく下さい。

▶手続きに必要なもの

卒業証明書または卒業証書(卒業の日付が分かるもの)、個人番号カードまたは通知カード、本人確認書類、被保険者証、印鑑

|| 問：町民課 電話：72-7300

**募集 愛南町営業戦略推進計画等  
策定懇話会委員募集**

▶職務の内容 会議等に参加し、愛南町営業戦略推進計画の策定、ロゴマークおよびキャッチコピーの作成を行う。

▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費無し)

▶公募人数 2人(委員定数10人以内)

▶任期 委嘱の日から令和3年3月31日まで(予定)

▶応募資格

①愛南町の観光・物産の振興に関心のある方

②町内に住所を有する方または町内事業所に勤務している20歳以上の方

③愛南町の他の委員会等の委員を3つ以上兼任していない方

▶募集期間 4月1日(水)~30日(木)

|| 問：商工観光課 電話：72-7315



愛南町  
ホーム  
ページ

**お知らせ 国民年金保険料  
学生納付特例制度**

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、専修学校等に在学する学生等です。申請の際は、在学証明書または学生証を持参し、手続きをしてください。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までです。翌年度も在学予定の場合は、4月初めに再申請の用紙が届きますので、引き続き申請を希望される方は必要事項を記入の上、返送してください。

|| 問：宇和島年金事務所 電話：0895-22-5344  
町民課 電話：72-7300

**募集 愛南町環境審議会委員募集**

▶職務の内容

1. 環境基本計画の策定および実施に係る調査および審議に関すること
2. ごみ減量化等のごみ処理対策、生活排水対策等の環境対策に関すること
3. 環境行政に係る重要事項に関すること

▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費有り)

▶公募人数 2人(委員定数15人以内)

▶任期 委嘱の日から令和4年3月31日まで

▶応募資格 町内に所在する事業所の代表者

▶募集期間 4月1日(水)~20日(月)

|| 問：環境衛生課 電話：72-7316



愛南町  
ホーム  
ページ

**お知らせ 町指定の可燃ごみ袋  
5月から中サイズ(30ℓ)を販売**

現在、町指定ごみ袋は、大(45ℓ)と小(20ℓ)の2種類がありますが、以前から可燃ごみ袋について中サイズ(30ℓ)の要望が多くあったことから、新たに作成して販売を始めます。

▶販売開始 5月1日(金)

▶販売金額 1冊(10枚入り)300円

町指定ごみ袋の1冊(10枚入り)の販売金額

種類	可燃ごみ	びん・缶	ペットボトル	不燃物
大(45ℓ)	400円	400円	400円	400円
中(30ℓ)	300円	-	-	-
小(20ℓ)	200円	200円	200円	200円

|| 問：環境衛生センター 電話：72-6955

**お知らせ 自転車損害賠償等への加入が義務化されました**

愛媛県では、「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が一部改正され、4月1日(水)から県内で自転車保険等への加入が義務化となりました。

交通事故の加害者となった場合、多額の損害賠償を求められるケースが増えていることから、自転車が関係する交通事故により生じた損害(他人の生命、身体または財産)を補償するための自転車損害賠償保険等へ加入しましょう。

自転車保険の種類はさまざまです。すでに加入している自動車保険や損害保険等に自転車損害賠償保険に相当する補償や特約が付いている場合があります。ご加入の保険会社や保険代理店または最寄りの自転車販売店にお問い合わせください。



愛媛県  
ホーム  
ページ

問：総務課 電話：72-1211

**お知らせ 税金は納期内納付を！ 令和2年度町税等の納期月(納期限)**

令和2年度町税および介護・後期高齢者医療保険料の納期月(納期限)をお知らせします。

町税等の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。なお、口座振替日は、各納期限の日ですので、振替不能にならないように通帳の残高をよく確認しておいてください。

また令和2年度の固定資産税納税通知書兼課税証明書・納付書(口座振替をご利用の方以外)は、4月13日(月)に発送する予定です。

問：税務課 電話：72-7301

**お知らせ 町税等の督促手数料改定**

愛南町税条例等の一部改正により、4月1日(水)以降に送付する町税等の督促手数料が1通につき80円から100円に改定されます。

納期限をご確認いただき、納期内納付をお願いします。

問：税務課 電話：72-7301

税務課等から  
4月納税等のお知らせ

下水道使用料	保育所保育料	固定資産税
前月使用分	当月分	1期分/4期全期

町税を滞納されると本来納めるべき税額のほかに延滞金がかかります。  
 ① 町税等、保育所保育料、住宅使用料、住宅共益費、駐車場使用料は毎月、当月分が月末に振替となります。  
 ② 下水道使用料は毎月、前月使用分が月末に振替となります。  
 ③ 上水道使用料の振替日は毎月21日、再振替日は翌月10日です。  
 ※それぞれ右記の該当日が休日の場合は、その翌日が振替日となります。

納期月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限		4/30 (木)	6/1 (月)	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/25 (金)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)
税目	町県民税			1期全期		2期		3期			4期		
	固定資産税	1期全期			2期					3期		4期	
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	介護保険料 (1号被保険者 普通徴収分)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
	後期高齢者医療 保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

お知らせ 後期高齢者医療保険料の保険料率や軽減制度が変わります

後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料率を見直しています。

医療給付費は、被保険者が増えていることや医療の高度化などにより、年々増加しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、基金を最大限活用するなど、できる限り被保険者への影響を少なくするよう配慮し、令和2・3年度の保険料率を改定しました。

保険料(年額) 限度額64万円 (62万円)	=	均等割額 47,720円 (46,374円)	+	所得割額 (総所得金額等-33万円) × 9.02% 【基礎控除額】 (8.78%)
------------------------------	---	------------------------------	---	--

( )内は平成30年度・令和元年度の数値

保険料の軽減制度が変わります

本則7割軽減の対象の方は、これまでさらに上乘せして軽減されてきましたが、段階的に見直され、制度本来の仕組みである7割軽減に戻ります。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度	令和2年度	令和3年度
33万円以下	7割	8.5割	7.75割 (注1)	7割
上記のうち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割 (注2)	
33万円 + 28.5万円 × (世帯の被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 52万円 × (世帯の被保険者数) 以下	2割	2割		

(注1)令和元年度に8.5割軽減であった方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、令和2年度は7.75割軽減となります。

(注2)令和元年度に8割軽減であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策の対象となります(ただし、課税者が同居している場合は対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は年金保険料の納付実績等に応じて異なります)。

年金収入ごとの保険料(単身世帯の場合)

年金収入	令和元年度	令和2年度
	均等割額 + 所得割額 = 年間保険料額	均等割額 + 所得割額 = 年間保険料額
80万円	9,274円(8割軽減) + 0円 = 9,270円	14,316円(7割軽減) + 0円 = 14,310円
150万円	6,956円(8.5割軽減) + 0円 = 6,950円	10,737円(7.75割軽減) + 0円 = 10,730円
200万円	37,099円(2割軽減) + 41,266円 = 78,360円	38,176円(2割軽減) + 42,394円 = 80,570円

※年間保険料額は10円未満切り捨て

社会全体で支えています

後期高齢者医療制度は、医療機関等での自己負担分を除き、国・県・市町の負担金(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)、被保険者の皆さまからの保険料(約1割)を財源としています。

問：愛媛県後期高齢者医療広域連合 電話：089-911-7734 / 町民課 電話：72-7300

**お知らせ 「高齢者の肺炎球菌感染症」 予防接種についてお知らせします**

令和2年度「高齢者の肺炎球菌感染症」予防接種の対象者についてお知らせします。  
 予防接種を受けるためには接種券と予診票が必要です。事前に保健福祉課または城辺保健福祉センターにお申し込みください(持参せずに接種した場合は自費になります)。

▶令和2年度対象者

年齢	対象生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日

※60歳以上65歳未満の方でも一定の障がいのある方は対象となる場合があります。

▶接種回数 生涯1回(今までに接種したことのある方は対象外です)

▶自己負担金 4,000円(生活保護受給者は所定の手続きにより無料)

▶接種期間 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

詳しくは、4月の各地区回覧文書または町ホームページをご覧ください。



愛南町  
ホーム  
ページ

問：保健福祉課  
電話：72-1212

**募集 ひとり親家庭の児童対象 定期学習塾の受講者募集**

ひとり親家庭の小中学生を対象とした学習塾を5月から定期開講します。授業形態は、受講者が持参した教材・宿題等の不明な箇所について講師が指導する形式です。受講を希望される方は保健福祉課までご連絡ください。

▶対象者 愛南町在住のひとり親世帯の小中学生

▶日程 第1・2・3土曜日、第4日曜日

▶時間 13:00～15:00

▶場所 城の辺学習館

▶受講料 無料



愛南町  
ホーム  
ページ

問：保健福祉課 電話：72-1212

**お知らせ 病児保育を実施しています**

町では、病気等で保育所や幼稚園、小学校等に行くことができない状態でないお子さんを、日中のみお預かりして、保育士・看護師が協力して保育看護する病児保育事業を実施しています。

登録を希望する方は保健福祉課までお越しください。

▶対象者 生後3カ月から小学6年生までの児童

▶利用時間 月曜日～土曜日 8:30～17:30

※第1・3土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始は除く

▶場所 岡沢クリニック テレサルーム

▶利用料

世帯	一日	半日
住民税非課税世帯	1,000円	500円
住民税課税世帯	2,000円	1,000円
愛南町外の世帯	4,000円	2,000円



愛南町  
ホーム  
ページ

問：保健福祉課 電話：72-1212

## お知らせ 違反対象物の公表制度を運用開始します

違反対象物の公表制度を4月1日(水)から開始します。これは安心して建物を利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を町ホームページで確認できる制度です。

### 1. 公表の対象となる建物

劇場、映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設など、多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物です。

### 2. 公表の対象となる違反の内容

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の未設置違反です。

### 3. 公表の時期

消防機関が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日の翌日から起算して14日が経過しても、その違反が認められるときです(公表は違反が是正されるまでの間継続されます)。

### 4. 公表の方法

町ホームページに掲載します。

### 5. 公表する事項

建物の名称、所在地、違反の内容です。



消防庁  
ホーム  
ページ

|| 問：消防本部庶務課 電話：72-0112

## お知らせ 防災グッズの購入を補助します

町では、緊急避難時持出用品セットを購入される方を対象に補助金を交付します。

### ▶ 補助対象

緊急避難時持出袋、懐中電灯、応急手当セット(ガーゼ、消毒液等を含む3品目以上)、保存水、保存食の5つを揃えたもの。

※1世帯につき1セットが補助対象です。これまでに補助を受けた世帯は対象となりません。

▶ 補助金額 購入価格の2分の1以内(限度額4,000円)

購入をお考えの方は、事前に町消防本部防災対策課にご連絡ください。

|| 問：消防本部防災対策課 電話：72-0131

## お知らせ 木造住宅・ブロック塀等の耐震化を補助します

町では、木造住宅の耐震診断および改修工事を実施される方を対象に補助金を交付します。地震から身を守り、安心した生活をするために、まずは診断から始めてみませんか。

### ▶ 補助対象

昭和56年5月31日以前に着工された、階数が2階以下で延床面積が500㎡以下の戸建木造住宅

### ■ 補助申請受付期間

4月1日(水)～12月28日(月)

通学路等に面したブロック塀等の除却・建て替えについても補助制度を設けました。詳しくは町消防本部防災対策課にお問い合わせください。

|| 問：消防本部防災対策課 電話：72-0131



火災に備えて器具点検を行う消防団員

|| 問：消防本部庶務課  
電話：72-0112

▼ 入団資格

- ・愛南町に在住、在勤または在学中、年齢18歳以上の方
- ・心身ともに健康な方

関心のある方は地元消防団または町消防本部庶務課にお問い合わせください。

## 募集 自分たちの町を守る 消防団員を募集しています

愛南町消防団では団員を募集しています。

消防団は、地域防災の要として火災や自然災害への対応のほか、防災の普及や訓練などさまざまな活動を行っています。

あなたの「知識や力」そして「自分たちの町を守りたい」という思いを、消防団活動で発揮してみませんか。

ボランティア精神あふれる方、地域に貢献したい方、一緒に活動しましょう。

お知らせ 防災感想文 入賞者に表彰状授与

防災意識の向上や災害時の行動に活かすことができる教訓・防災話をまとめた「四国防災八十八話」や、「愛南町の災害体験談」を題材にした感想文コンクールが行われ、町内の小中学校から32作品の応募があり、入賞者に表彰状が授与されました。

▶入賞者【小学校の部】

最優秀賞

福浦小6年生 田原 由惺さん

素材：四国防災八十八話

題材：第53話 驚天動地の津波高

題名：「驚天動地の津波高」を読んで

優秀賞

久良小6年生 本多 駿翔さん

素材：四国防災八十八話

題材：第39話 先人が残してくれた教訓

題名：「先人が残してくれた教訓」を読んで

一本松小5年生 福島 昊虎さん

素材：四国防災八十八話

題材：第51話 救ったのは人のつながり

題名：「救ったのは人のつながり」を読んで



愛媛大学  
ホーム  
ページ

▶入賞者【中学校の部】

最優秀賞

一本松中1年生 赤松 羽望さん

素材：四国防災八十八話

題材：第68話 災害弱者の避難を的確に

題名：「もしもを考えて」

優秀賞

内海中2年生 伊勢 雅姫さん

素材：四国防災八十八話

題材：第27話 はよう逃げ、はよう逃げ

題名：声を掛け合い、助け合おう

篠山中1年生 植松 奏多さん

素材：四国防災八十八話

題材：第40話 弟のおかげ

題名：昔に学び、命を守る



福浦小6年生  
田原由惺さん



一本松中1年生  
赤松羽望さん

※入賞者は令和元年度の学年で記載しています。

問：消防本部防災対策課 電話：72-0131

募集 B&Gオタッシャ教室参加者募集

運動仲間をつくって転びにくい体づくりをしませんか？ウォーキングやラケットテニス、水中運動等を予定しています。興味のある方はお気軽にお問い合わせください。

▶開催期間 5月中旬～8月上旬(全15回)

▶場所 御荘B&G海洋センター体育館・屋外・プール等

▶対象 町内在住の概ね55歳以上の方(介護認定を受けておらず、医師等から運動の制限を受けていない方)

▶申込方法 4月26日(日)までに御荘B&G海洋センター窓口にお越しいただくか、電話でお申し込みください。

▶定員 15人(4人に満たない場合は実施できません)

▶参加費 64歳以下：1,850円

65歳以上：1,200円



問：御荘B&G海洋センター 電話：72-1117

お知らせ シュノーケリング 用具レンタル中止

須ノ川公園管理事務所では、4月から10月にかけて、シュノーケリングやシーカヤック用具のレンタルを行っていますが、新型コロナウイルス対策のため、今年は当面の間、シュノーケリング用具のレンタルを中止します。

なお、シーカヤック用具は通常通りレンタルを行います。詳しくは須ノ川公園管理事務所にお問い合わせください。

問：須ノ川公園管理事務所  
電話：85-0200  
内海支所 電話：85-0311



募集 農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します

	農業委員に関する事項	農地利用最適化推進委員に関する事項																																	
募集人員	14人(うち、利害関係のない者1人以上。認定農業者8人以上) ※女性・青年農業者の参画に配慮します。	21人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>地区の区域</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内海地域</td> <td>全域</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">御荘地域</td> <td>御荘菊川</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>御荘平山、御荘長洲</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>御荘平城、御荘和口</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>御荘長月</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">城辺地域</td> <td>御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>僧都、緑甲、緑乙、緑丙</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>城辺甲、城辺乙</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一本松地域</td> <td>脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鯛越、古月、久良</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>正木、増田、小山、一本松</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>西海地域</td> <td>中川、広見、満倉、上大道</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>西海地域</td> <td>全域</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	地域名	地区の区域	定数	内海地域	全域	1人	御荘地域	御荘菊川	2人	御荘平山、御荘長洲	1人	御荘平城、御荘和口	2人	御荘長月	1人	城辺地域	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人	城辺甲、城辺乙	2人	一本松地域	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鯛越、古月、久良	1人	正木、増田、小山、一本松	3人	西海地域	中川、広見、満倉、上大道	3人	西海地域	全域	1人
地域名	地区の区域	定数																																	
内海地域	全域	1人																																	
御荘地域	御荘菊川	2人																																	
	御荘平山、御荘長洲	1人																																	
	御荘平城、御荘和口	2人																																	
	御荘長月	1人																																	
城辺地域	御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦、猿鳴	1人																																	
	僧都、緑甲、緑乙、緑丙	3人																																	
	城辺甲、城辺乙	2人																																	
一本松地域	脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩水、垣内、深浦、蓮乗寺、鯛越、古月、久良	1人																																	
	正木、増田、小山、一本松	3人																																	
西海地域	中川、広見、満倉、上大道	3人																																	
西海地域	全域	1人																																	
対象	町内に住所を有する者を基本として、以下の全てに該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の他の附属機関の委員でない(委員であっても兼職が禁止されていない)者。</li> <li>・町職員でない者。</li> <li>・暴力団員でない者。</li> </ul>																																		
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法等による申請等に関する調査、審議。</li> <li>・農地等の利用関係の紛争に対する和解の仲介。</li> <li>・遊休農地の発生防止および解消に向けての調整。</li> <li>・地域における農業者等による協議の場への出席。</li> <li>・毎月の農業委員会定例会への出席。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法等による申請等に関する調査、報告。</li> <li>・担い手等への農地利用の集積に向けての活動。</li> <li>・遊休農地の発生防止および解消に向けての活動。</li> <li>・地域における農業者等による協議の場への出席。</li> <li>・毎月の農業委員会定例会への参加。</li> </ul>																																	
任期	3年(令和2年7月20日から令和5年7月19日)	3年以内(委嘱された日から令和5年7月19日)																																	
報酬	年額 130,000円	年額 120,000円																																	
募集期間	4月13日(月)から5月11日(月)まで ※郵送の場合も5月11日(月)必着																																		
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募は、農業者等3人以上からの推薦、団体からの推薦、または自薦によります。</li> <li>・推薦届または応募届に必要な事項を記入の上、直接または郵送で上記募集期間内に愛南町農業委員会事務局に提出してください。</li> <li>・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することは可能ですが、両方を兼務することはできません。</li> </ul>																																		
応募用紙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛南町農業委員会事務局(役場本庁2階)で直接受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。</li> <li>【農業委員への推薦・応募用紙の種類】 他薦の場合：農業委員会委員推薦届(農業者用)／(法人または団体用) 自薦の場合：農業委員会委員応募届</li> <li>【農地利用最適化推進委員への推薦・応募用紙の種類】 他薦の場合：農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届(農業者用)／(法人または団体用) 自薦の場合：農業委員会農地利用最適化推進委員応募届</li> </ul>																																		
応募状況の公表	応募の状況については、中間および最終結果を町ホームページで公表します。																																		

次のいずれかに該当する人は、法律により農業委員や農地利用最適化推進委員になれません。

1. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人

|| 問：愛南町農業委員会 電話：72-7311



愛南町  
ホーム  
ページ



クラブ員は随時募集して  
いますので、興味のある方  
はお気軽にお問い合わせせ  
ください。  
▼加入資格 町内在住の  
小学3年生以上  
▼年会費 1人5,000  
円(研修事業等に参加する  
場合は、随時参加費を徴収  
します)

募集  
B & G 御荘海洋クラブ  
クラブ員募集

B & G 御荘海洋クラブは、  
豊かな人格形成や体力向上  
等を目的に、年間を通じて  
各種マリンスポーツ等、さ  
まざまな活動を行っていま  
す。

問：御荘B&G海洋センター  
電話：72-1117

お知らせ 「愛南町公共交通フォトコンテスト2019」 入賞作品

町内を運行する路線バス、タクシーなどの公共交通機関を身近に感じてもらうことを目的として、「愛南町公共交通フォトコンテスト2019」を開催しました。応募24作品のうち、審査会において12点の入賞作品を選定しました。特に評価が高かったのが以下の4作品です。

なお、すべての入賞作品を町ホームページに掲載しています。



「花いっぱい」 増田 圭介(赤水)  
けいすけ



「気をつけて朝の通学児童」 山本 英三(柏)  
えいぞう



「石垣の里に行く」 吉田 弘樹(外泊)  
ひろき



「夕映えに行く」 好岡 記志夫(緑乙)  
きしお

問：総務課 電話：72-1211



愛南町  
ホーム  
ページ